

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月18日

【発行者の名称】 ノルウェー地方金融公社  
(Kommunalbanken AS)

【代表者の役職氏名】 マリウス・ルード/シニア・ヴァイス・プレジデント 国際資金部  
(Marius Ruud, Senior Vice President, International Funding)

シェティル・ホルト/借入およびポートフォリオ管理者  
(Kjetil Holt, Loan and Portfolio Administrator)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1180

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年6月30日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、利率、利息額、計算代理人およびその他未定事項が決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

## 第一部 証券情報

## 第2 売出債券に関する基本事項

- 1 売出要項
- 2 利息支払の方法
- 3 償還の方法

## 3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

## 第一部【証券情報】

## 第2【売出債券に関する基本事項】

## 1【売出要項】

< 訂正前 >

( 前 略 )

売出債券の名称	ノルウェー地方金融公社 2022年7月11日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	50億円(予定)(注2)
各債券の金額	100万円 (注3)	売出価格	額面金額の100.00%

売出価格の総額	50億円(予定) (注2)	利率	( ) 2017年7月27日(同日を含む。)から 2017年10月11日(同日を含まない。) までの期間： 年(未定)%(年1.50%以上年4.50% 以下を仮条件とする。)  ( ) 2017年10月11日(同日を含む。)から 満期償還日(同日を含まない。)ま での期間： 対象株価指数の評価価格により以下の とおり変動する。  (イ) すべての対象株価指数の評価価格 がそれぞれの基準価格以上の場合 年(未定)%(年1.50%以上年 4.50%以下を仮条件とする。)  (ロ) いずれかまたはすべての対象株価 指数の評価価格がその基準価格未満 の場合 年0.10%  (注2)(注4)
償還期限	2022年7月11日 (注5)	売出期間	2017年7月20日から 2017年7月26日まで(注6)
受渡期日	2017年7月27日 (注6)		
申込取扱場所	売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店(注8)		

(注 1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラム(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2017年7月26日(以下「発行日」(注6)という。)に発行される。本債券は、ユーロ市場において引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注 2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は、50億円(予定)である。本債券の券面総額および売出価格の総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。本債券に関する予定および未定の発行条件は、2017年7月18日までに調印される予定の最終条件書により決定される予定である。

(注 3) 期限前償還されない場合、本債券は、観察期間中の対象株価指数の動きにより、額面金額の100%または額面金額×ワーストパフォーマンス指数の最終評価価格÷ワーストパフォーマンス指数の当初価格により計算される円貨額により償還される。下記「3 償還の方法 (1) 満期償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「3 償還の方法」において定義されている。

(注 4) 本債券の付利は、2017年7月27日(同日を含む。)から開始する。なお、上記未定の利率は、仮条件の範囲外となることがある。「利率」において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。

(注 5) 本債券は、各期限前償還判定日の対象株価指数終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還されることがある。下記「3 償還の方法 (2) 期限前償還」を参照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「3 償還の方法 対象株価指数の廃止/計算方法の変更」および「3 償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」を参照のこと。本注5において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。

(注 6) 発行者の格付の変更や金融市場の重大な変動等またはその他一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注 7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(中 略)

(注 8) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

(中 略)

(注 9) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

売出債券の名称	ノルウェー地方金融公社 2022年7月11日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・S&P500 複数株価指数連動デジタルクーポン 円建債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
記名・無記名の別	無記名式	券面総額	1,842,000,000円(注2)
各債券の金額	100万円 (注3)	売出価格	額面金額の100.00%
売出価格の総額	1,842,000,000円 (注2)	利率	( ) 2017年7月27日(同日を含む。)から 2017年10月11日(同日を含まない。) までの期間： 年3.01%  ( ) 2017年10月11日(同日を含む。)から 満期償還日(同日を含まない。)ま での期間： 対象株価指数の評価価格により以下の とおり変動する。  (イ) すべての対象株価指数の評価価格 がそれぞれの基準価格以上の場合 年3.01%  (ロ) いずれかまたはすべての対象株価 指数の評価価格がその基準価格未満 の場合 年0.10%  (注4)
償還期限	2022年7月11日 (注5)	売出期間	2017年7月20日から 2017年7月26日まで
受渡期日	2017年7月27日		
申込取扱場所	売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店(注7)		

- (注 1) 本債券は、ノルウェー地方金融公社(以下「発行者」という。)により、発行者の債券発行プログラム(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2017年7月26日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券は、ユーロ市場において引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。
- (注 2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は、1,842,000,000円である。
- (注 3) 期限前償還されない場合、本債券は、観察期間中の対象株価指数の動きにより、額面金額の100%または額面金額×ワーストパフォーマンス指数の最終評価価格÷ワーストパフォーマンス指数の当初価格により計算される円貨額により償還される。下記「3 償還の方法 (1) 満期償還」を参照のこと。本注3において使用される用語は「3 償還の方法」において定義されている。
- (注 4) 本債券の付利は、2017年7月27日(同日を含む。)から開始する。「利率」において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。
- (注 5) 本債券は、各期限前償還判定日の対象株価指数終値により、該当する期限前償還日に額面金額により償還されることがある。下記「3 償還の方法 (2) 期限前償還」を参照のこと。なお、その他の期限前償還については下記「3 償還の方法 対象株価指数の廃止/計算方法の変更」および「3 償還の方法 (3) 税制上の理由による早期償還」を参照のこと。本注5において使用される用語は「3 償還の方法」において定義される。
- (注 6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(中 略)

- (注 7) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

(中 略)

- (注 8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

## 2【利息支払の方法】

<訂正前>

(前 略)

### 適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2017年7月27日(同日を含む。)から2017年10月11日(同日を含まない。)までの期間(以下「固定利息期間」という。)については、その額面金額に対し年(未定)%の固定利率で付され、2017年10月11日に額面金額100万円の各本債券につき(未定)円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2017年10月11日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの期間については、2018年1月11日を初回とし満期償還日を最終回とする利払日(以下「変動利払日」という。)に、各変動利払日(同日を含まない。)に終了する利息期間(以下「変動利息期間」という。)についての利息(以下「変動利息額」という。)が後払いされる。各変動利息期間に適用される利率および各変動利払日に額面

金額100万円の各本債券につき支払われる利息額は、計算代理人(下記「3 償還の方法」に定義される。)の単独の裁量により以下に従って決定される。

( ) 関連する利払日の直前の評価日(下記「3 償還の方法」に定義される。)において、すべての対象株価指数の評価価格(下記「3 償還の方法」に定義される。)がそれぞれの基準価格(下記「3 償還の方法」に定義される。)と等しいかそれを上回る場合、かかる変動利払日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年(未定)%とし、かかる変動利払日に支払われる変動利息額は、各本債券につき、(未定)円とする。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

#### 適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2017年7月27日(同日を含む。)から2017年10月11日(同日を含まない。)までの期間(以下「固定利息期間」という。)については、その額面金額に対し年3.01%の固定利率で付され、2017年10月11日に額面金額100万円の各本債券につき6,187円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2017年10月11日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの期間については、2018年1月11日を初回とし満期償還日を最終回とする利払日(以下「変動利払日」という。)に、各変動利払日(同日を含まない。)に終了する利息期間(以下「変動利息期間」という。)についての利息(以下「変動利息額」という。)が後払いされる。各変動利息期間に適用される利率および各変動利払日に額面金額100万円の各本債券につき支払われる利息額は、計算代理人(下記「3 償還の方法」に定義される。)の単独の裁量により以下に従って決定される。

( ) 関連する利払日の直前の評価日(下記「3 償還の方法」に定義される。)において、すべての対象株価指数の評価価格(下記「3 償還の方法」に定義される。)がそれぞれの基準価格(下記「3 償還の方法」に定義される。)と等しいかそれを上回る場合、かかる変動利払日(同日を含まない。)に終了する利息期間に適用される利率は、年3.01%とし、かかる変動利払日に支払われる変動利息額は、各本債券につき、7,525円とする。

(後 略)

### 3【償還の方法】

#### (2) 期限前償還

<訂正前>

(前 略)

「計算代理人」とは、(未定)をいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

「計算代理人」とは、

ソシエテ ジェネラルをいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。計算代理人は発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務または関係を引受けるものではない。

(後 略)